山梨県立八ヶ岳少年自然の家指定管理者候補者について

山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の候補者については、教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年１２月県議会の議決を経た後に行う見込みです。

１公の施設の名称	山梨県立八ヶ岳少年自然の家
２指定の期間	令和９年４月１日～令和１３年３月３１日
３応募団体	公益財団法人　山梨県青少年協会
４指定管理者の候補者	名称：公益財団法人　山梨県青少年協会 住所：甲府市和戸町１３０３番地
５候補者の選定理由	（１）選定理由・講評等 候補者（公益財団法人山梨県青少年協会）の提案は、恵まれた自然環境の中での体験的学習を通じて青少年の健全育成を図るものであり、教育委員会が示した管理運営の方針に合致するものと認められる。 特に、本施設や類似施設における豊富な運営ノウハウのもと、利用者ニーズに応じたプログラム開発や適切な施設運営が期待できると評価した。なお、災害や緊急時を見据えた危機管理体制の一層の強化を図り、万全な施設運営に努めることを期待する。 引き続き、利用者の増加と満足度の向上に向け、市町村や関係機関との更なる連携を図るとともに、実施事業の充実や食事を含めた質の高いサービスの提供に取り組むこと。 （２）選定基準及び採点結果は別紙のとおり
６指定管理者選定委員会の概要	（１）委員会の構成 会　長：石水会計事務所 代表　石水　秀治

	委　員：森のようちえんにっこにこ 代表　若杉　純子 委　員：山梨市 ACP クラブスポーツ少年団 代表　武井　正英 委　員：株式会社サン・グローバル総合研究所 取締役会長　藤田　泰一 委　員：山梨県教育委員会事務局 企画調整主幹　前島　宏文 （２）審査日時 第１回：令和８年４月２０日 概　要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定 第２回：令和８年９月１０日 概　要：応募団体プレゼンテーション、 ヒアリング、提案内容審査 第３回：令和８年９月１０日 概　要：指定管理者候補者の選定 指定管理者候補者選定理由の審査・決定

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	候補者
１　八ヶ岳少年自然の家の管理運営の方針等の総合的な事項	八ヶ岳少年自然の家の設置目的及び教育委員会が示した管理の方針	５	４．００
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	５	３．７８
２　事業計画の内容が八ヶ岳少年自然の家の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	１０	６．５０
	地域貢献による事業効果	５	４．００
	市町村との連携による事業効果	５	３．７６
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	１０	８．５０
	施設運営の課題に対する事業効果	１０	８．５０
３　利用者のニーズに応える体験活動プログラムを開発することができるものであること	プログラム開発・改良の考え方、具体的手法及び期待される効果	５	４．２６
４　事業計画の内容が八ヶ岳少年自然の家の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	５	４．０２
	施設の維持管理の効率性	５	４．０２
５　県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	５	４．２６

6　事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力を有していること	安定的な運営が可能となる人的能力	5	3．78
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	3．80
7　八ヶ岳少年自然の家の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	18	18．00
	教育委員会への納付額の内容	2	1．00
合　　計		100	82．18

〇提案価格〔4か年〕

候補者　448，264千円（参考：4か年の平均　112，066千円）

※　選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。